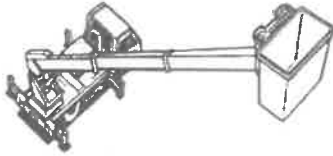


高所作業車 運転技能講習

(作業床10メートル以上)

登録第14号



福岡中央労働基準協会

作業床10m以上の高所作業車の運転業務（道路上を走行させる運転を除く）は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。

そこで、当協会では登録教習機関の（公社）福岡県労働基準協会連合会に委託して次の要領で標記講習を実施いたします。

つきましては、一日も早く有資格者として、日常の安全業務に精進されますようご案内申し上げます。

記

受講資格 満18才以上の方。受講区分を確認して下さい。

実施日 別紙の日程をご確認下さい。

会場 （公社）福岡県労働基準協会連合会 筑紫野会場
筑紫野市山家2080-24
（公社）福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場
北九州市戸畑区中原46-1

受講料・講習時間

受講料	受講区分	時間
37,800円 (消費税含む)	・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	12H
38,880円 (消費税含む)	・自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械(整地等)(解体用)(基礎工専用)、フォークリフト、 ショベルローダー等、不整地運搬車いずれかの運転技能講習修了者	14H

テキスト代 1,620円 (消費税含む)

- 申込方法**
- ・技能講習申込書に所定事項を記入し、①～③を添えてお申込み下さい。
 - ①自動車運転免許証の写し1枚（当日原本を確認いたします）
 - ②受講区分を証明する免許証または修了証の写し（当日原本を確認いたします）
 - ③証明写真1枚（横2.4×縦3.0cm、不鮮明な写真不可、無帽、無背景）*申込書に貼付
 - ・受講料及びテキスト代は下記口座へ、講習開始一週間前までにお振込み下さい。
※助成金ご利用の場合は、振込先が異なりますので、お問合せ下さい。

振込先: 西日本シティ銀行 天神支店

普通預金口座: 2761736

名義: (公社)福岡県労働基準協会連合会 福岡中央支部

(※振込手数料は、ご負担ください。)

- ・受講票は受講日の10日前頃にお送りします。一週間前になっても受講票が届かない場合は当協会までお問合せください。

- その他**
- ※既納の受講料は原則としてお返しいたしませんのでご了承下さい。
 - ※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては、講習会以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

申込先 福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F

TEL: 092-711-9192 FAX: 092-731-8839

建設労働者確保育成助成金ご利用のおすすめ

2018年2月現在

◆平成29年4月以降の講習より、講習開始1週間前までに事前の届出が必要です。

注1) 助成金を利用して講習を申込みの際は、必ず事前にお問合せ下さい。

注2) 1週間前までに労働局へ届け出をしていない場合は、助成金をご利用できませんので、ご注意ください。